

矢吹町教育大綱

(基本理念)

緑豊かな大地に

主体的に生きる心豊かな人間の育成

平成28年4月

矢 吹 町

矢吹町教育委員会

目 次

第1章 はじめに

1 教育大綱の位置付け	1
2 関連計画等との整理	2
3 期間	3

第2章 教育大綱

1 教育大綱の構成	4
(1) 基本理念	4
(2) 基本目標	5
(3) 重点項目	6
2 実施計画	8

(参考資料)

関係法令条文 (抜粋)	16
-------------	----

第1章 はじめに

現代社会は、少子高齢化、国際化、高度情報化などの進展が目覚しく、急激に変化している社会情勢のなか、将来を担う町の宝である子どもたちをどのように支え、育てていくかについて真剣に考え、子どもたち一人一人に確かな学力や社会を生き抜く力が身につく教育が望まれています。また、子どもたちが自分の夢や希望に向かうための支援は、学校、家庭、行政が連携を強化し取り組むことはもとより、地域社会が果たす役割でもあります。

特に、子ども・子育ての分野では、結婚に対する意識の変化、出会いの機会の減少、若者の経済力の低下、子育てに対する負担感の増大などを背景に、婚姻件数と出生率が減少しています。また、わが国では、ひとり親家庭の貧困率が高く、経済的負担の軽減が課題となっています。

この認識から、本町では、矢吹町総合教育会議における協議に基づき、町部局と教育委員会が教育の課題と目指すべき方向性を共有し、一体となって教育の一層の振興を図るため、「矢吹町教育大綱」（以下「教育大綱」という。）を定めます。

本教育大綱は、本町の教育、学術及び文化の振興に関する目標や総合的な施策の根本的な方向性を示した指針であると同時に、本教育大綱では、未来を担う子どもたちの健やかな体と豊かな心を育むため、家庭、学校、地域の全ての皆さんが、子どもたちとともに、学び成長し続けるという、生涯にわたる人づくりを目指します。

さらに、子育て支援策では、若い世代の結婚・出産・子育ての希望をかなえるため、子育ての本来の役割は家庭にあることを基本としながら、出産や育児にかかる家庭の負担を軽減し、若い世代が出産や子育てに希望を持てる地域の実現を目指します。

また、子育てをする家庭が仕事との両立を図ることができるよう、そして、次世代を担う子どもたちに特色ある教育を推進しながら、地域とともに子どもたちを見守り育てます。

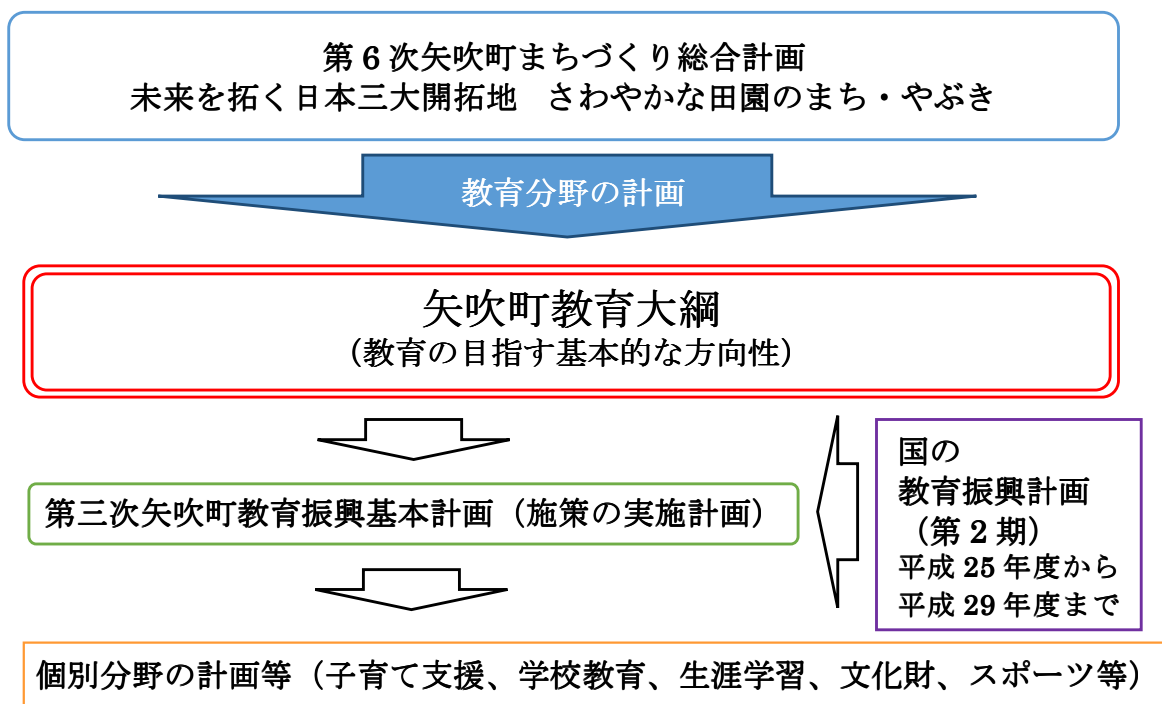
1 教育大綱の位置付け

教育大綱は、平成27年4月1日改正施行の「地方教育行政の組織及び運営に関する法律（地方教育行政法）」第1条の3に規定されるものです。

また、教育大綱は、地方公共団体の教育政策に関する方向性を明確化するものとして、総合教育会議において、町部局と教育委員会が、協議、調整を尽くし、町部局が、教育の目標や教育に関する基本的な指針として策定するものです。

なお、「教育基本法」第17条第2項に基づく、「第三次矢吹町教育振興基本計画」（平成28年度から平成31年度まで）は、教育委員会が策定する教育振興のための施策であり、本町では、施策の実施計画として位置付けします。

本町の目指すべき方向や各分野における指針については、平成 28 年 3 月に、新たに策定した町の最上位計画である「第 6 次矢吹町まちづくり総合計画（基本構想）」及び、前期基本計画に示していますが、本教育大綱は、特に教育分野で取り組むべき基本的な方向性について明確化したものです。



2 関連計画等との整理

(1) 第三次矢吹町教育振興基本計画

これまでの第一次及び第二次の矢吹町教育振興基本計画では、教育委員会が取り組んできたそれぞれの事業は、年度ごとに目標を明らかにし、進捗管理を行いながら執行されています。また、平成 23 年度からは外部行政評価による点検評価を実施していることから、第三次矢吹町教育振興基本計画においては、これまでの課題を整理し、町民により分かりやすい開かれた教育行政の執行に尽力いただけるものと期待しております。

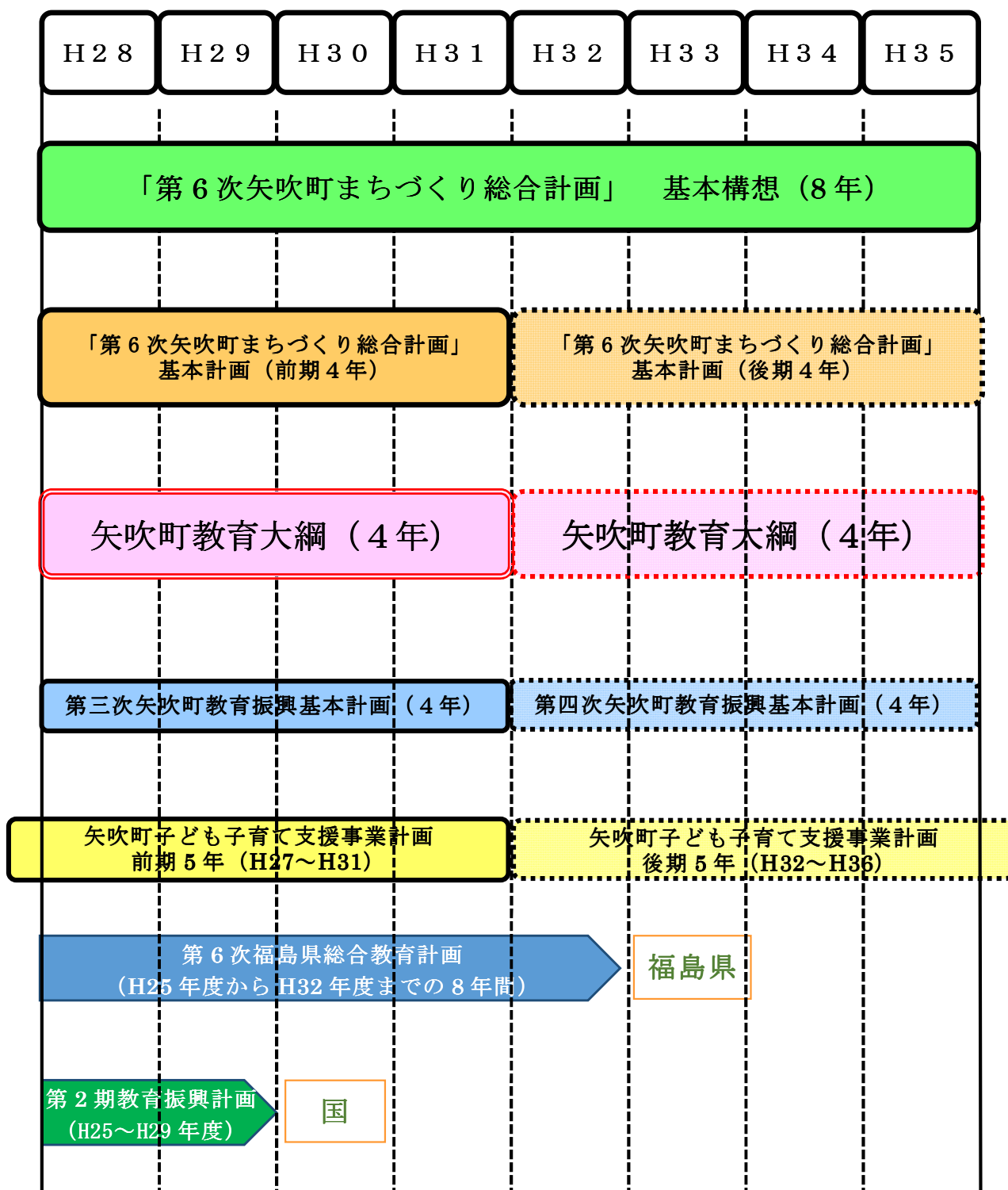
(2) 関係計画等との整理

本教育大綱については、国及び福島県において策定している以下の計画及び社会情勢の動向等も踏まえ、本町の計画に大きく影響がある場合は、随時見直しを図ります。

- 国の第 2 期教育振興計画（平成 25 年度から平成 29 年度まで）
- 県の第 6 次福島県総合教育計画（平成 25 年度から平成 32 年度まで）
- 町の子ども子育て支援事業計画（平成 27 年度から平成 31 年度まで）
- 今後の教育行政に関する社会情勢等の動向

3 期間

本教育大綱の期間は基本的には、平成 28 年度を始期に、平成 31 年度を終期とする 4 カ年とします。なお、この期間中も毎年、総合教育会議を開催し、町部局と教育委員会が協議、調整を尽くし、本教育大綱に基づく教育行政の一層の充実を図ります。



第2章 教育大綱

第6次矢吹町まちづくり総合計画の目指す将来像「未来を拓く日本三大開拓地 さわやかな田園のまち・やぶき」では、未来を見据え町民みんなが心豊かに幸せに暮らしていくため、町全体が一丸となったまちづくりを行うと示しています。

このまちづくりの理念と3つの基本姿勢（人材を育てる、矢吹を好きになる、風景を残し守る）は、これまでの矢吹町教育振興基本計画の基本理念に共通するものであり、教育大綱の基本理念は、教育の継続性、一貫性を重視し、第二次矢吹町教育振興基本計画の基本理念を継承します。

また、教育大綱では、本町における子育て・教育・文化・生涯学習に関する教育行政を総合的に推進するため、第6次矢吹町まちづくり総合計画の7つの分野（人、支えあい、子ども、仕事、暮らし、復興、計画実現のために）に位置付けされている教育に係る5つの分野（人、支えあい、子ども、暮らし、計画実現のために）の施策及び教育との連携が必要な他分野における施策を重点政策として、それぞれの方向性を整理しました。

なお、教育現場が抱える課題、少子化の進展、文化・生涯学習活動の活性化など、将来にわたる重要な施策について、方向性を共有し、課題解決に向けた取り組みを行います。

1 教育大綱の構成

教育大綱は、第6次矢吹町まちづくり総合計画の目標や理念を基に、「基本理念」、「基本目標」、「重点項目」によって構成します。

(1) 基本理念

第6次矢吹町まちづくり総合計画を基本にしながら、教育の継続性、一貫性を重視し、第二次矢吹町教育振興計画の基本理念を継承します。

矢吹町の将来像

「未来を拓く日本三大開拓地 さわやかな田園のまち・やぶき」

を目指し

教育大綱の理念を

『緑豊かな大地に主体的に生きる心豊かな人間の育成』

とします。

- 人づくりの基本である家庭教育、幼児教育、学校教育の連携と充実、地域の伝統芸能の継承をはじめ、文化・スポーツなどの生涯学習活動を通じて、「健やかな体」と「豊かな心を育む」ことを目指します。
- また、第6次矢吹町まちづくり総合計画に掲げる「人材を育てる」、「矢吹を好きになる」、「風景を残し守る」の3つの基本姿勢は、教育行政分野でも同じ重要な観点であり、本町の強み、特徴を活かした「矢吹らしさ」を醸成します。

(2) 基本目標

矢吹町では、第6次矢吹町まちづくり総合計画を基に、本町の歴史や文化、自然環境などの特性や強みを生かしながら、町民一人ひとりが学びを通じて、ふるさとへの誇りと愛着を実感し、自信を持って将来につないでいける活力あるまちづくりを進めています。

まちづくりの基礎は人づくりであり、まちの将来を担う子どもたちを健やかに育てていくことは、家庭、地域、保育園、幼稚園、学校、教育委員会のみならず、社会全体が取り組むべき大切なことです。

その実現のため、矢吹町は、心豊かな人づくり、人と人がつながる豊かな地域づくりに向けて、教育・文化をはじめ、幅広い分野において、各種施策に取り組めます。

子ども子育ての支援では、行政が質・量ともに充実させるとともに、社会のあらゆる分野において、協働のまちづくりにより、それぞれの役割を果すことが必要であり、家庭を築き、子どもを産み育てる世代の皆さんの希望をかなえる取り組みを進めます。

学校教育では、子どもたちの確かな学力と生きる力を養うため、より良い学校教育の質の向上と環境の充実を進めます。

社会教育・文化活動では、学びを通じた人づくり、地域づくりを推進するとともに、町民によるスポーツ活動の推進と競技力の向上を図るほか、町民の多様な文化・芸術活動などの生涯学習分野の活性化を進めます。

文化財の保護及び継承活動では、先祖が慈しみ育んできた貴重な文化財について、これを継承し次世代に引き継いでいくことに努め、有形及び無形文化財の継承発展の取り組みを進めます。

また、その他の分野においても、子どもの育ちや社会的自立に向けた支援、まちづくりのための人材育成などに取り組めます。

■ 基本目標とする項目と重点項目との関連性

- ・ふるさとの誇りと愛着心の育成 …………… 「人」
- ・社会全体で取り組む子どもたちの育成 …… 「支えあい」
- ・協働のまちづくりによる子育て支援 ……… 「子ども」
- ・学校教育の質の向上、環境の充実 …………… 「子ども」、「計画実現のために」
- ・学びを通じた人づくりの推進 …………… 「子ども」
- ・スポーツ活動の推進と競技力の向上 ……… 「人」
- ・文化、芸術活動、生涯学習分野の活性化 … 「人」

(3) 重点項目

教育大綱の基本理念である「緑豊かな大地に主体的に生きる心豊かな人間の育成」の実現に向けて、次の4つ分野（人、支えあい、子ども、計画実現のために）を重点項目に設定し、その指針に基づく政策、施策を推進します。

なお、町部局と教育委員会では、これまでも、教育分野の課題と目指すべき方向性について、共通の認識のもと事業を展開しており、矢吹町の最上位計画であり、まちづくりの手引書である第6次矢吹町まちづくり総合計画との整合性が図られています。

1 人

重点項目

人

住む人みんなが健康で輝き、幸せを実感できるあたたかいまちをつくれます。

政策・施策

(1) 健康のまちづくりを推進します。

① 予防医療と地域医療の充実

(2) 生涯学習によって自己実現できるまちをつくれます。

① 学びの機会の提供と支援

② 生涯学習基盤の充実

(3) 文化とスポーツが盛んなまちをつくれます。

① 文化・芸術の振興

② スポーツの振興

(4) 交流を深め人と人が結びつくまちをつくれます。

① 交流と定住の促進

2 支えあい

重点項目

支えあい

豊かな自然環境の中で、みんなが支えあい助け合うまちをつくれます。

政策・施策

(1) 高齢者が元気に安心して暮らせるまちをつくれます。

① 高齢者の生きがいをづくり

3 子ども

重点項目

子ども

未来の矢吹を担う子どもたちを育てるため、子育てに適した環境を提供し、子どもたちが心豊かに学び成長するまちをつくります。

政策・施策

(1) 子どもを安心して産み育てることができるまちをつくります。

- ① 子育て支援の充実
- ② 幼稚園・保育園の充実

(2) 教育環境が整備されたまちで次の時代を担う人を育てます。

- ① 魅力ある教育の推進
- ② 教育環境・教育施設の充実
- ③ 地域教育の推進

4 計画実現のために

重点項目

計画実現のために

計画実現のために町民も行政も共に協力し行動する協働のまちづくりを進めまちづくり総合計画に基づいた行政運営を推進します。

政策・施策

(1) 協働のまちづくりを推進します。

- ① 情報発信の強化

2 実施計画

教育大綱に位置付けた基本目標等の実現に向け、計画的な事業推進を図るため、具体的に実施する事業を下記により定めるものとします。

なお、位置づけした事業の検証、評価等は、第三次矢吹町教育振興基本計画に基に検証等の作業を実施し、毎年度、その結果について総合教育会議において協議、調整を図ります。

■ 事業名及び事業概要

(赤字下線部分は新規事業)

人 1-1-1 健康のまちづくりを推進します。

予防医療と地域医療の充実

事業名	事業概要	担当課
小中学校健康診断事業	学校保健安全法に基づき、就学予定者の心身の状況を的確に把握し、より良い就学をさせる目的で実施します。 学校医を委嘱し、学校保健安全法に基づく児童の健康診断を行い、その結果に基づき疾病の予防を行うとともに治療を促し児童の健全な就学を図ります。併せて学校薬剤師を委嘱し適正な就学環境整備と予防保健の充実を図ります。	教育振興課 学校教育係

人 1-2-1 生涯学習によって自己実現できるまちをつくります。

学びの機会の提供と支援

事業名	事業概要	担当課
生涯学習情報提供事業	ホームページに掲載中の「サークル情報ねっと」をはじめ、ホームページの充実を図るとともに、広報等を通じて生涯学習に関する総合的な情報を提供します。	教育振興課 生涯学習係
町民講座開設事業	いつでも、誰でも生涯にわたって学べる町民講座の充実を図ります。 ・シニアクラブ事業（男の悠遊塾） （男の料理教室、陶芸教室、軽登山等） ・町民歴史講座 ・こども将棋、囲碁教室 ・パソコン教室 ・外国語講座	教育振興課 生涯学習係
地区公民館管理運営事業	矢吹、中畑及び三神の各地区公民館において、各地区館職員の企画・運営による、地区住民対象の各種事業やバス研修、芸能祭などの事業を実施します。 また、各婦人学級の定例的な自主活動に加え講師を依頼する学習活動と町外研修を実施します。	教育振興課 生涯学習係

人 1-2-2 生涯学習によって自己実現できるまちをつくりま

生涯学習基盤の充実

事業名	事業概要	担当課
図書館管理運営事業	指定管理者との連携を図りながら、図書館の利便性向上と施設的良好な維持管理を行います。	教育振興課 生涯学習係
文化センター管理運営事業	指定管理者との連携を図りながら、文化センターの利便性向上と施設的良好な維持管理を行います。	教育振興課 生涯学習係
ふるさとの森管理運営事業	指定管理者との連携を図りながら、ふるさとの森の利便性向上と施設的良好な維持管理を行います。	教育振興課 生涯学習係
公民館施設管理運営事業	公民館施設の簡易な維持管理を図ります。 中央公民館、矢吹、中畑及び三神公民館は代行業務委託により、日中及び夜間、休日、祝日の管理業務を実施します。 公民館施設の老朽化に伴う修繕や部分改修工事を実施します。	教育振興課 生涯学習係

人 1-3-1 文化とスポーツが盛んなまちをつくりま

文化・芸術の振興

事業名	事業概要	担当課
文化・スポーツ振興事業	町民の文化及びスポーツの振興を図るため、矢吹町文化・スポーツ振興基金条例の規定に基づき、基金の運用を図り、町民の文化及びスポーツ活動を支援します。 また、矢吹町文化・スポーツ振興基金事業に該当しない東北大会以上の大会に出場する個人及び団体には激励金を支給し、町民の文化及びスポーツの振興と人材の育成を図ります。 なお、ご活躍の状況や活動内容について、広報等を通じ、情報提供を行います。	教育振興課 生涯学習係
町文化財保護事業	文化財に係る各種申請手続き、保存、活用等の業務を行います。埋蔵文化財の適切な確認業務のほか、文化財保護の保全活動に取り組みます。	教育振興課 生涯学習係
中央公民館企画展示事業	中央公民館内の資料室及びロビーに町内外の各種作品を展示し、町民に披露するとともにその普及を支援します。	教育振興課 生涯学習係
あゆり祭事業	町民文化祭（あゆり祭）として、町民による自主参加、自主決定、自主運営で多彩な芸術文化の展示及び公演等を実施します。 各種発表及び展示等の集客については、その事業のPRに努めるとともに、あゆり祭運営委員会及び参加団体に協力を得ながら、集客数の増に努めます。	教育振興課 生涯学習係
<u>矢吹に吹かす笑いの風事業</u>	<u>年に1回お笑い芸人等呼び、定期的に文化センターにて2時間程度のお笑いライブ（演芸会）を開催します。</u> <u>お笑いライブの開催により町民だけでなく、町外の多くの人に矢吹町に足を運んでもらうことも目的とし、町のPRにつなげます。</u>	教育振興課 生涯学習係

人 1-3-2 文化とスポーツが盛んなまちをつくりまします。

スポーツの振興

事業名	事業概要	担当課
中畑清旗争奪ソフトボール大会事業	本事業は元巨人軍、前横浜 DeNA ベイスターズ監督中畑清氏の意向のもと、青少年健全育成を目的に全県下のソフトボール少年団に参加を募り大会を開催します。大会を素晴らしいものとするため、中畑氏及び主催者の町ソフトボール協会と内容を十分に協議・調整を図り、実施します。	教育振興課 生涯学習係
総合型地域スポーツクラブ事業	子どもからお年寄りまで誰もが、いつでも、どこでも、気軽にスポーツ活動及び文化活動に参加できる支援や健康で活力のある地域づくりに寄与することを目的に総合型地域スポーツクラブを設立し、自主運営を支援します。	教育振興課 生涯学習係
体育協会支援事業	組織化されたスポーツ団体の育成・強化を図るとともに、スポーツ人口底辺拡大に努めます。協会運営の支援、各単協における町民体育祭の開催など、実施主体である体育協会への支援を行います。	教育振興課 生涯学習係
スポーツ少年団育成事業	スポーツによる青少年の健全育成と青少年スポーツの振興のため、町内各スポーツ少年団の代表者等による矢吹町スポーツ少年団本部を組織し、各団活動の支援と育成を図ります。 本部事業として、「理事会」「結団式・交流会」「福島県荒川博杯テニール大会」「春蘭杯」「卒団式」等を開催します。	教育振興課 生涯学習係
市町村対抗大会支援事業	町民のスポーツ参加の意識向上と、矢吹町チーム代表選手の育成・強化を図ります。 他市町村との交流促進と地域活性化に寄与し、スポーツの町「やぶき」にふさわしい活躍ができるサポート体制に努めます。	教育振興課 生涯学習係
体育施設管理運営事業	矢吹球場他、町内体育施設の良好な維持管理を行います。	教育振興課 生涯学習係

人 1-4-1 交流を深め人と人とが結びつくまちをつくりまします。

交流と定住の促進

事業名	事業概要	担当課
<u>日本三大開拓地交流事業</u>	<u>日本三大開拓を縁とした平成 14 年の共同宣言を踏まえ、青森県十和田市、宮崎県川南町との子ども交流事業を 3 市町持ち回りで開催します。</u> <u>開拓の歴史について紹介する活動や、各地域での体験活動を実施し、子ども達の交流活動を支援します。</u>	教育振興課 学校教育係
三鷹交流会事業	姉妹市町である東京都三鷹市と姉妹都市交流の一環として、昭和 47 年から両市町が交替で主催する小学校 5、6 年生を対象とした交流会を実施します。 三年に一度、三鷹市管弦楽団を招聘し、矢吹中学校生徒を対象にフルオーケストラによるクラシック鑑賞会を開催します。(次回開催は平成 29 年度)	教育振興課 生涯学習係

事業名	事業概要	担当課
成人式開催事業	20歳を迎え大人の仲間入りをした新成人を祝福し、町主催の式典を挙ります。成人式の該当者による実行委員会 の組織化を図り、式典の運営等の支援を行います。	教育振興課 生涯学習係

**支えあい 2-1-1 高齢者が元気に安心して暮らせるまちをつくりま
す。
高齢者の生きがいがづくり**

事業名	事業概要	担当課
高齢者いきが づくり事業	高齢者の生きがいがづくりとして、失われつつある昔の遊 び（竹とんぼ・おはじき・お手玉・メンコ・紙飛行機・折 り紙・コマまわし・けん玉）や門松作りなどの伝統行事を 通じ、高齢者と児童がふれあう機会を提供します。 また、町内在住の50歳以上の方を対象に趣味、教養、レ クリエーションの場を提供することぶき大学を開講しま す。	教育振興課 生涯学習係

**子ども 3-1-1 子どもを安心して産み育てることができるまちをつくりま
す。
子育て支援の充実**

事業名	事業概要	担当課
子育て支援事業	【ファミリーサポートセンター】 子育ての援助をしてほしい方、援助したい方、両方を兼 ねる方から草の根組織で協力会員の家庭において子どもの 保育園の送迎、一時預かり等の援助を有料で行います。 【地域子育て支援サービス事業】 少子化や核家族化の進行、地域社会の変化など子どもや 子育てをめぐる環境が大きく変化する中で、家庭や地域に おける子育て機能や子育て中の親の孤独感や不安感の増大 といった問題が生じています。 このため、地域において子育て親子の交流等を促進する 子育て支援拠点の設置を推進することにより、地域の子ど も子育ての不安感等を緩和し、子育て支援サービスの充実 を図り、子どもの健やかな育ちを促進することを目的とし て実施します。	子育て支援課 子育て支援係
子ども医療費 助成事業	0歳から18歳に達した後の最初の3月31日にあるまでの 者の医療費を助成することにより乳幼児・児童の疾病の早 期発見及び早期治療を促進し健康の保持増進を図ります。	子育て支援課 子育て支援係
ひとり親家庭 医療費助成事業	18歳未満（高校3年生は3月31日まで）の児童を監護し ている配偶者のない父または母とその児童、父母のいない 児童への医療費の助成を行います。	子育て支援課 子育て支援係

事業名	事業概要	担当課
児童手当事業	児童手当、児童扶養手当により、家庭における生活の安定に寄与するとともに、次代の社会を担う児童の健全な育成及び資質の向上に資することを目的とします。	子育て支援課 子育て支援係
第3子以降 幼稚園・保育園 無料化事業	第3子以降の子どもを幼稚園・保育園に就園させる場合、保育料を無料化して子どもを産み育てやすい環境を創出します。	子育て支援課 幼稚園保育園係
放課後児童 クラブ事業	留守家庭の児童に対し、授業終了後に現在小学校の空教室等で児童クラブを開設し適切な遊び・生活の場を提供します。児童館の建設検討や設備の充実、支援員増などによる量と質の向上により町の子どもの健全育成を図ります。	子育て支援課 幼稚園保育園係
要保護児童対策 事業	地域の連絡体制を図り、児童虐待の早期発見、対応、防止対策を協議し関係機関との連携を図ります。	子育て支援課 子育て支援係
屋内外運動場 管理運営事業	幼児や保護者が放射能の影響を気にせず安心して遊べる場を提供するため屋内外運動場を活用し、子どもたちの運動量の確保と健全な発育発達を図ります。	子育て支援課 子育て支援係
<u>待機児童解消 加速化事業</u>	子ども子育て支援事業計画の期間中における待機児童解消のための方策を調査・検討します。幼稚園・保育園のあり方や長期的な子ども人口の推計により、本町のニーズに沿った施設整備等により事業を実施します。 ・ <u>小規模保育整備事業</u>	子育て支援課 子育て支援係
放課後児童 クラブ民間委託 事業	放課後児童クラブは小学校区単位で実施しています。平成27年度より対象年齢の拡大と利用者ニーズの多様化、質の高いサービス等の課題があり、限られた財源を効果的に活用するため、公から民へシフトを検討した民間委託等の調査・検討を行います。	子育て支援課 幼稚園保育園係
<u>矢吹っ子応援 事業</u>	次代を担う児童の確保のため、出産祝金を第2子以降出産児一人につき5万円を支給することにより、出産を奨励し、児童の育成に寄与することを目的に実施します。 ・ <u>不妊治療</u> ・ <u>不育治療</u> ・ <u>サークル活動</u>	子育て支援課 子育て支援係

子ども 3-1-2 子どもを安心して産み育てることができるまちをつくりまします。
幼稚園・保育園の充実

事業名	事業概要	担当課
幼稚園業務運営 事業	社会の情勢、保護者のニーズにより、幼稚園と保育園の制度が大きく変化していくと考えられます。今後は、幼稚園の統廃合、幼稚園の増改築及び保育園の増改築の必要性などを検討し、更に幼保一元化や民営化に向け検討をします。	子育て支援課 幼稚園保育園係
保育園業務運営 事業	社会の情勢、保護者のニーズにより、幼稚園と保育園の制度が大きく変化していくと考えられます。今後は、幼稚園の統廃合、幼稚園の増改築及び保育園の増改築の必要性などを検討し、更に幼保一元化や民営化に向け検討をします。	子育て支援課 幼稚園保育園係

事業名	事業概要	担当課
幼稚園管理運営事業	幼稚園教育要領に基づく心身ともに健全な幼児教育を計画的に推進するため町立 4 幼稚園の管理運営事業を行います。	子育て支援課 幼稚園保育園係
保育園管理運営事業	保育園運営に伴い新年度入園児募集や入園決定、年度途中の入退園及び保育士の雇用などの事務事業を行います。	子育て支援課 幼稚園保育園係
幼稚園預り保育事業	保護者が安心して働けるよう、預かり保育事業の管理運営を行います。	子育て支援課 幼稚園保育園係
幼稚園施設改修事業	園児達が安全で安心な幼稚園生活を送れることを目的とし、幼稚園施設等の修繕・改修事業を行います。	教育振興課 施設整備係

子ども 3-2-1 教育環境が整備されたまちで次の時代を担う人を育てます。
魅力ある教育の推進

事業名	事業概要	担当課
中学生海外派遣事業	平成 12 年度より中学生の国際交流と語学力向上のため、海外派遣事業を実施しており、現地研修前に行われる事前研修の充実化を図り、団員が不安なく現地研修に参加できるための支援を行います。	教育振興課 学校教育係
特色ある子ども教育推進事業	小中学校による、学力向上事業、部活動強化・育成事業、地域交流事業、指導力向上事業などに助成する交付金事業を実施します。 矢吹町子ども読書推進計画により、学校や図書館を中心に読書活動を活発にし、子どもの読解力や創造力を養い、学力向上につなげます。 特に、中学校においては、スポーツ・文化の面において、優秀な人材を育成するため、部活動などを支援する人材活用を支援します。	教育振興課 学校教育係
子ども議会開催事業	各学校の総合的な学習の時間の利用等を図りながら、各小学校から代表議員を選出、運営の協議、一般質問の課題や質問者の選定、リハーサル、本会議、結果のまとめなどを行います。	教育振興課 学校教育係
外国人指導助手招致事業	JET 制度（外国青年招致事業）により外国青年を招致し、幼小中の英語教育に取り組んでおり、平成 15 年度からは特に中学生の語学力向上を目的に ALT（外国後指導助手）を増員し、現在 2 名体制で幼・保・小を含む英語教育の充実化を図っています。	教育振興課 学校教育係
小学校教育振興運営事業	教材費、各種大会参加負担金、教材備品及び教職員用指導図書などの予算を確保し、小学校教育の充実を図ります。	教育振興課 学校教育係 施設整備係
中学校教育振興運営事業	教材費、各種大会参加負担金、教材備品及び教職員用指導図書などの予算を確保し、中学校教育の充実を図ります。	教育振興課 学校教育係 施設整備係
教育委員会表彰事業	教育の振興発展に貢献し、その功績が顕著である個人、団体等に対し、教育委員会表彰を行います。	教育振興課 学校教育係

事業名	事業概要	担当課
学力向上対策事業	基礎学力向上推進支援会議による幼小中連携と、光南高校との中高連携による取り組みにより、町立小中学生全体の基礎学力の向上に努めます。また、家庭学習の強化支援、教員の指導力向上対策の支援を行います。指導主事による学校現場の支援を強化し、年次計画を作成し学力向上を図ります。	教育振興課 学校教育係
大滝清雄氏顕彰「さわやか詩集」表彰事業	町の文化人で詩人である大滝清雄氏（故人）の功績を称え、文庫が開庫されたことを記念する事業として、毎年、町内の子供達から詩を募集し、製本した「さわやか詩集」を発行します。	教育振興課 生涯学習係
<u>コミュニティ・スクール推進事業</u>	<u>学校運営基本方針の承認、教育活動への意見など、保護者や地域住民により構成される学校運営協議会の組織の設置に向けた学校支援を行います。</u>	教育振興課 学校教育係
<u>未来を担う子ども育成事業</u>	<u>東京農業大学と連携し、田んぼの学校事業に併せて子どもワークショップ（特別授業）を実施します。</u>	教育振興課 学校教育係

子ども 3-2-2 教育環境が整備されたまちで次の時代を担う人を育てます。
教育環境・教育施設の充実

事業名	事業概要	担当課
児童生徒サポート体制確立事業	専門相談員（スクールカウンセラー）の配置や関係諸機関とのネットワークづくりなど、問題行動等対応のための体制づくりを行います。	教育振興課 学校教育係
適応指導教室事業	不登校児童・生徒の指導を行うため、適応指導教室を開設し、運営に必要な事務費、各種負担金等経費を確保します。	教育振興課 学校教育係
子ども安全対策事業	子ども安全対策のために、各小学校における子ども見守り隊の装備品等の確保や防犯教室、防犯ベル貸与等の支援を行います。	教育振興課 学校教育係
小学校管理運営事業	小学校の管理運営のための基盤整備に努め、小学校教育の円滑な推進を図ります。	教育振興課 学校教育係
小学校施設改修事業	子ども達が安全で安心な学校生活を送れることを目的に、学校施設等の修繕・改修事業を行います。 施設の大規模改修も含め長期的な施設改修計画を策定・実施しながら適切な管理運営を行います。	教育振興課 施設整備係
中学校管理運営事業	中学校の管理運営のため基盤整備に努め、中学校教育の円滑な推進を図ります。 また、生徒達が安全で安心な学校生活を送ることを目的とし、学校施設等の修繕・改修を行います。	教育振興課 学校教育係
学校給食運営事業	小学生、中学生及び教職員に安全安心な給食を提供できるよう、給食関係業者との連携により取り組みます。	教育振興課 学校教育係 施設整備係
<u>小学校施設長寿命化計画書策定事業</u>	<u>矢吹小学校以外の3小学校の大規模改修も含め、長期的な施設改修計画を策定し計画的かつ適切な維持管理の運営を行います。</u>	教育振興課 施設整備係

事業名	事業概要	担当課
<u>小学校統廃合調査研究事業</u>	<u>町内の4小学校について、少子化の進行による人口減少の加速化と、老朽化に伴う改修工事の実施時期等を調査し、小学校の統廃合の時期等を探るための検討を行います。</u>	教育振興課 学校教育係
<u>給食施設整備事業</u>	<u>中学校を除く4小学校の給食施設は、稼動後30年から40年が経過しており老朽化が進んでいます。各施設の現状を踏まえ今後の給食施設整備については、センター方式による給食提供の検討を進めます。施設のセンター化に合わせ、幼稚園給食を開始し子育て支援の一助とします。</u>	教育振興課 施設整備係

子ども 3-2-3 教育環境が整備されたまちで次の時代を担う人を育てます。
地域教育の推進

事業名	事業概要	担当課
青少年地域活動事業	団体活動によるキャンプ・バス研修や自然体験・スポーツ・料理・企業見学・工作教室・伝承遊びを通して創造性・協調性を養い、地域社会文化等の理解を深め、地域のリーダーとしての行動力と責任感を持った青少年を育成します。(矢吹ジュニア元気クラブ・シニアリーダー)	教育振興課 生涯学習係
子ども会育成会支援事業	子ども会育成会連絡協議会が主催する母子ソフトボール大会、三鷹市子ども交流会、交通事故防止絵画ポスターコンクール事業等の支援を行います。	教育振興課 生涯学習係
教育ボランティア活用事業	教育ボランティアとして登録いただいた地域の皆さんが小中学校、幼稚園・保育園で活躍するため、学校等との調整等を行います。	教育振興課 学校教育係
<u>青少年児童サポート事業</u>	<u>町内在住の進学をしていない青少年や引きこもり、不登校等の問題を抱える児童生徒に対し、地域の方々の協力をいただきながら(民生員、学校OB、事業者、警察)小中高関係者、SC(スクールカウンセラー)、SSW(スクールソーシャルワーカー)と町が連携し支援します。</u>	教育振興課 学校教育係

計画実現のために 4-1-1 協働のまちづくりを推進します。
情報発信の強化

事業名	事業概要	担当課
<u>教育情報化推進事業</u>	<u>教育総合会議、定例教育委員会の議事録の公表、広報誌等による情報発信を積極的に行います。また、学校教育の場に情報通信技術(ICT)を活用するための調査研究を行います。</u>	教育振興課 学校教育係

1 関係法令条文（抜粋）

■ 地方教育行政の組織及び運営に関する法律（平成 26 年 6 月 20 日改正）

（大綱の策定等）

- 第 1 条の 3 地方公共団体の長は、教育基本法第 17 条第 1 項に規定する基本的な方針を参酌し、その地域の実情に応じ、当該地方公共団体の教育、学術及び文化の振興に関する総合的な施策の大綱（以下単に「大綱」という。）を定めるものとする。
- 2 地方公共団体の長は、大綱を定め、又これを変更しようとするときは、あらかじめ、次条第 1 項の総合教育会議において協議するものとする。
- 3 地方公共団体の長は、大綱を定め、又はこれを変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。
- 4 第 1 項の規定は、地方公共団体の長に対し、第 21 条に規定する事務を管理し、又は執行する権限を与えられるものと解釈してはならない。

■ 教育基本法（平成 18 年 12 月 22 日法律第 120 号）

（教育振興基本計画）

- 第 17 条 政府は、教育の振興に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、教育の振興に関する施策についての基本的な方針及び講ずべき施策その他必要な事項について、基本的な計画を定め、これを国会に報告するとともに、公表しなければならない。
- 2 地方公共団体は、前項の計画を参酌し、その地域の実情に応じ、当該地方公共団体における教育の振興のための施策に関する基本的な計画を定めるよう努めなければならない。

〒969-0296 福島県西白河郡矢吹町一本木 101 番地

矢吹町教育委員会事務局

教育振興課 (TEL 0248-44-4400 FAX 0248-44-4401)

子育て支援課 (TEL 0248-42-2230 FAX 0248-42-2138)